

異動届出 及び 異動に伴う  
カードの更新変更手続き用

# 委任状

東近江市長 様

※委任状は**委任者ご自身**が全て記入してください。

代理人 (窓口に来られる方)	住所			
	氏名	生年月日	大・昭 平・西暦	年 月 日

私は上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

年 月 日	委任状を書いた日を記入してください。
-------	--------------------

委任者 (本人)	旧住所			
	氏名	生年月日	大・昭 平・西暦	年 月 日

※委任者本人が委任内容を確認したうえで、記名・押印してください。(スタンプ印不可)

## 委任事項 (委任する事項に☑し、該当するものに○をつけてください。)

※住所・氏名・生年月日に誤り(漢字間違い等)がある場合、異動手続きができません。

※消えるボールペン・鉛筆・修正液・修正テープは使用しないでください。

### 異動届出に関すること

転入  転居  転出

※新世帯での続柄が「同居人」となる方の転入・転居の届出には、**異動後の新世帯主からの承諾・同意書**も必要です。

世帯合併  世帯分離  世帯主変更

※世帯の異動に関する手続きには**新世帯主からの委任状**が必要です。

その他 ( )

異動に伴うマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの更新・変更手続き

↓ 下枠の暗証番号を必ず記入してください。

### 暗証番号について

※記入後は必ず封入封緘した状態で代理人にお渡しください。されていない場合は受付できません。

※暗証番号の入力は職員が行います。

※暗証番号が誤っている場合、カードにロックがかかっている場合、ICチップ不具合の場合等は手続きできません。

住民基本台帳用  
(数字のみ4ケタ)

--	--	--	--

### 【委任状を代筆された場合】

委任状を代筆された理由 \_\_\_\_\_

本人の意思を確認のうえ代筆し、本手続きに関して一切の責任を負うことを誓約します。

署名 \_\_\_\_\_

※窓口で記載されたものは受付できません。

※偽り、その他不正の手段により虚偽の届出を行った場合、過料(住基法第53条)及び罰金・懲役(刑法第157条・第159条)や損害賠償等を負うことがありますのでご注意ください。

※代理人の身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等2点)を窓口で提示してください。

※異動手続き後、新住所が記載された証明書が必要な場合は【証明書取得用】の委任状も記入してください。

異動届出 及び 異動に伴う  
カードの更新変更手続き用

## 委任状

東近江市長 様

※委任状は委任者ご自身が全て記入してください。

代理人 (窓口に来られる方)	住所	東近江市八日市緑町10番5号		
	氏名	東近江 花子	生年月日	大・昭 平・西暦 55年 5月 5日

私は上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

令和 ○年 ○月 ○日	委任状を書いた日を記入してください。
-------------	--------------------

委任者 (本人)	旧住所	大津市京町四丁目1番1号	異動前の住所を書いてください。
	氏名	東近江 太郎	生年月日

※委任者本人が委任内容を確認したうえで、記名・押印してください。(スタンプ印不可)

## 委任事項 (委任する事項に☑し、該当するものに○をつけてください。)

※住所・氏名・生年月日に誤り(漢字間違い等)がある場合、異動手続きができません。

※消えるボールペン・鉛筆・修正液・修正テープは使用しないでください。

## 異動届出に関すること

転入 転居 転出

※新世帯での続柄が「同居人」となる方の転入・転居の届出には、異動後の新世帯主からの承諾・同意書も必要です。

世帯合併 世帯分離 世帯主変更

※世帯の異動に関する手続きには新世帯主からの委任状が必要です。

その他 ( )異動に伴うマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの更新・変更手続き

下枠の暗証番号を必ず記入してください。

## 暗証番号について

※記入後は必ず封入封緘した状態で代理人にお渡しください。されていない場合は受付できません。

※暗証番号の入力は職員が行います。

※暗証番号が誤っている場合、カードにロックがかかっている場合、ICチップ不具合の場合等は手続きできません。

住民基本台帳用  
(数字のみ4ケタ)

5 6 3 0

## 【委任状を代筆された場合】

委任状を代筆された理由 \_\_\_\_\_

本人の意思を確認のうえ代筆し、本手続きに関して一切の責任を負うことを誓約します。

署名 \_\_\_\_\_

※窓口で記載されたものは受付できません。

※偽り、その他不正の手段により虚偽の届出を行った場合、過料(住基法第53条)及び罰金・懲役(刑法第157条・第159条)や損害賠償等を負うことがありますのでご注意ください。

※代理人の身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等2点)を窓口で提示してください。

※異動手続き後、新住所が記載された証明書が必要な場合は【証明書取得用】の委任状も記入してください。